

# 一般社団法人 映像実演権利者合同機構 使用料等分配規程

## (目的)

第 1 条 本規程は、管理委託契約約款第 10 条第 1 項に基づき、一般社団法人映像実演権利者合同機構（以下「PRE」という）が受領・徴収した、管理委託契約約款第 9 条に定める使用料等に関して、その分配方法を定めることを目的とする。

## (分配の対象となる権利者)

第 2 条 PRE が使用料等を分配する権利者は、管理委託契約約款第 2 条に定める委託者とする。

## (分配時期)

第 3 条 PRE が受領・徴収した使用料等の分配時期は以下の通りとする。

(1) PRE が著作権等管理事業者から実際に受領した使用料等の分配金

：毎年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの受領分は当年 11 月に分配する

毎年 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの受領分は翌年 6 月に分配する

(2) PRE が利用者から直接、実際に徴収した使用料等

：毎年 3 月 1 日から 8 月 31 日までの徴収分は当年 11 月に分配する

毎年 9 月 1 日から翌年 2 月末日までの徴収分は翌年 6 月に分配する

2. 前項の定めにかかわらず、やむを得ない事情があるときは、PRE 理事会の決定により分配時期を変更することができる。

3. 当機構の分配時において、管理手数料差引後の使用料等分配額（消費税込）の合計が、PRE 理事会において決定する一定の金額に達するまで、その分配を翌分配時期以降に持ち越すことができる。

## (利息の取り扱い)

第 4 条 PRE が使用料等を分配する場合、いかなる名目であっても利息は付さないものとする。第 3 条第 3 項に基づき分配を持ち越した場合、及び管理委託契約約款第 11 条第 1 項に基づき使用料等の分配を一時保留した場合も同様とする。

## (実施細則)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、この規程を実施するために必要な事項は、別途細則等で定めることができる。

(変更)

第6条 この規程の変更は、PRE 理事会において行う。

**附 則**

- ・この規程は、平成22年8月4日から実施する。
- ・平成23年5月16日、理事会にて一部改定を承認
- ・平成27年4月28日 改定
- ・平成30年12月17日 改定